

# 豊橋市立東陽中学校PTA会則

## 第1章 名称と所在地

第1条 本会は、豊橋市立東陽中学校PTAと称する。

第2条 本会の事務局を豊橋市立東陽中学校に置く。

## 第2章 目的および活動

第3条 本会は、学校と家庭が緊密に連絡して、会員の資質の向上をはかるとともに、生徒の福祉増進および本校の充実強化をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 会員の教養を高め、教育に対する理解を深めること。
- 2 生徒の福祉や安全をはかること。
- 3 学校と家庭の連携を強化すること。
- 4 学校の教育環境をよくすること。
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は、東陽中学校に在籍する生徒の父母、または監護者、および同校の教職員をもって組織する。

## 第4章 役員および委員

第6条 本会には次の役員・委員を置く。

### [役 員]

- |   |     |    |  |
|---|-----|----|--|
| 1 | 会 長 | 1名 | (父 母)  |
| 2 | 副会長 | 5名 | (父母4名・教職員1名)<br>(副会長のうち、父母4名は原則男性2名女性2名とする。) |
| 3 | 書 記 | 2名 | (父母1名・教職員1名)                                 |
| 4 | 会 計 | 2名 | (父母1名・教職員1名)<br>(地区委員・副会長が兼ねてもよい。)           |

### [委 員] 地区委員・教職員委員

第7条 本会に会計監査2名を置き、会計監査を行う。

第8条 役員および委員の任務

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- 3 書記は、会の活動にかんする記録・書類の保管・その他の庶務を行う。

- 4 会計は、会計事務の処理と財産管理にあたる。
- 5 委員は、諸行事において参加し、運営の推進をはかる。

第9条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、必要に応じて会議に出席して、意見を述べることができる。

第10条 役員委員の任期は、1年とし再任を妨げない。もし、役員に欠員を生じた時、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

## 第5章 機 関

第11条 本会の運営にあたって、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会
- 4 委員会

第12条 総会は、本会の最高機関とし、年1回会長が招集する。ただし、必要ある時は、臨時総会（書面・リモート開催も可）を開くことができる。

第13条 総会の機能は、次のとおりとする。

- 1 会則の決定および変更
- 2 年間行事・収支決算ならび会計監査の報告
- 3 年間行事計画案・総収支予算案の審議決定
- 4 役員を選出
- 5 その他、必要と認めた事項

第14条 役員会・運営委員会・委員会は、必要に応じて開き、協議事項を処理する。

第15条 運営委員会の構成と任務

- 1 運営委員会は、会長・副会長・書記・会計・地区常任委員によって構成される。
- 2 運営委員会では、役員会で必要とされる原案を審議する。その他、委任された事項を処理する。

第16条 委員会の構成と任務

- 1 委員会は、地区委員によって構成される。
- 2 委員会は、総会につぐ議決機関で、必要に応じて開き、本会の事業を審議し処理する。

## 第6章 会 計

第17条 本会の経費は、会費・寄付金・その他による。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

## 第7章 会則の改正と細則の決定

第19条 会則の変更は、総会の出席会員の過半数の議決による。

第20条 本会の細則は、運営委員会で立案し、委員会の承認があれば改廃することができる。

付 則 本会則は、総会の議決の日より実施する。(昭和63年5月11日)

平成13年 4月27日改正

平成20年11月13日改正

令和 6年 1月10日改正

## 豊橋市立東陽中学校PTA細則

### 第1章 役員・委員

第1条 役員・委員の選出は、次のとおり行う。

- 1 役員・会計監査は、選考委員において会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 2 地区委員は各地区から2名以上4名以下の範囲で選出する。地区ごと地区委員から地区常任委員を1名選出する。
- 3 選考委員は、会長の指名と運営委員の承認により若干名を選び、その任務を達成したとき解任される。

第2条 顧問は、学校長・校区総代会長・前会長とする。

### 第2章 総 会

第3条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

### 第3章 会 費

第4条 会費について

- 1 1世帯月額150円。年額1,800円とする。
- 2 会費の変更は、委員会において原案をつくり総会の承認を得る。

付 則 この細則は、昭和63年 5月11日より施行する。

平成13年 4月18日改正

平成20年11月13日改正

令和 6年 1月10日改正

## 東陽中学校PTA慶弔規定

第1条 本会は、次の場合に慶弔金を贈る。

項 目	金 額	備 考
(1) 生徒の父母死亡の場合	10,000円	生花一基・淋見舞2,000円程度
(2) 生徒本人死亡の場合	10,000円	生花一基・淋見舞2,000円程度
(3) 学校教職員本人死亡の場合	10,000円	生花一基・淋見舞2,000円程度

第2条 前条の(1)・(2)・(3)の場合は、代表者が会葬し、弔意を表す。

第3条 その他、特に必要と認められ、急を要する場合は、会長に一任し、会長は事後、運営委員会に報告する。

第4条 本会の慶弔については、すべて返礼を受けないものとする。

第5条 本規定の改廃は、運営委員会の承認を受けるものとする。

第6条 本規定は昭和63年5月11日発効とする。

付則 平成11年 1月 9日改正  
平成16年 1月13日改正  
平成25年 1月 8日改正  
平成26年11月26日改正  
平成27年 4月16日改正  
平成29年 4月17日改正